

群馬県理学療法士協会講師謝金支払規程

講師謝金						
職位	30分		1 時間		90分	
	会員	会員外	会員	会員外	会員	会員外
教授クラス (課長職以上)	9,000	30,000	18,000	60,000	27,000	90,000
准教授・講師クラス (主任・係長など)	6,000	15,000	12,000	30,000	18,000	45,000
助教クラス (役職なし)	3,000	9,000	6,000	18,000	9,000	27,000
職位	2時間		3時間		4時間	
	会員	会員外	会員	会員外	会員	会員外
教授クラス (課長職以上)	31,500	105,000	40,500	135,000	49,500	165,000
准教授・講師クラス (主任・係長など)	21,000	52,500	27,000	67,500	33,000	82,500
助教クラス (役職なし)	10,500	31,500	13,500	40,500	16,500	49,500

1. 講師謝金額は源泉税額を除いた額とする。
2. 会員とは JPTA 会員とする。
3. 理学療法士の講師は JPTA 会員のみとする。
4. 職位が不明な場合は講演・講義担当者もしくは担当理事が判断する。
5. 実技講習会やシンポジウム等の複数名の講師による場合、当該時間の報酬を分配する。
6. サブ講師（補助講師、副講師）は、当該時間の報酬の半額とする。
7. 講師謝金額はあくまでも上限であり、状況に応じて減額することは妨げない。
8. 上記に該当しない場合または特別な事情がある場合は理事会の承認を得なければならない。

平成 23 年 4 月 1 日
改定令和 5 年 7 月 3 日
改定令和 6 年 1 月 29 日